

プロポーザル方式における特定結果書

1. 業務名

令和6年度千曲川上今井遊水地越流施設詳細設計業務
2. 所属事務所

千曲川河川事務所
3. 方式

簡易公募型プロポーザル方式
4. 公示日

令和6年7月25日
5. 選定通知日

令和6年8月22日
6. 特定通知日

令和6年9月19日

技術提案書提出者	特定の 有 無	特定されなかった理由
(株) 東京建設コンサルタント	○	
以下余白		

プロポーザル評価表（総合評価型） その1

1. 業務名 **令和6年度千曲川上今井遊水地越流施設詳細設計業務**
2. 所属事務所 千曲川河川事務所
3. 方式 簡易公募型プロポーザル方式
4. 選定通知日 令和6年8月22日
5. 特定通知日 令和6年9月19日

評価項目	評価の着目点				技術点/ 評価の ウェイト	A社 (株)東京建 設コンサルタント 点数
予 定 技 術 者 の 経 験 及 び 能 力	管 理 技 術 者	資 格・ 実 績 等	技術者 資格等	技術者資格等、その専門分野の内容	2	2.0
			業務執行 技術力	平成26年度以降の同種・類似業務等の実績の内容	4	4.0
			地域精通度	平成26年度以降の当該事務所・周辺での業務実績の有無	4	4.0
		成 績・ 表 彰	業務成績	平成31年度～令和4年度に担当した業務の技術者成績	16	15.0
			優良表彰	令和2年度～令和5年度の技術者表彰の有無	4	4.0
	担 当 技 術 者	資 格・ 実 績 等	技術者 資格等	技術者資格等、その専門分野の内容	2	2.0
			業務執行 技術力	平成26年度以降の同種・類似業務等の実績の内容	2	2.0
			地域精通度	平成26年度以降の当該事務所・周辺での業務実績の有無	4	4.0
		成 績・ 表 彰	業務成績	平成31年度～令和4年度に担当した業務の技術者成績	8	7.3
			優良表彰	令和2年度～令和5年度の技術者表彰の有無	2	1.0
実 施 方 工 程 ・ 表 実 ・ 施 そ の 他 ・	業 務 理 解 度		目的、条件、内容の理解度		10	10.0
	実 施 手 順		実施フローの妥当性		10	6.0
			工程計画の妥当性		10	6.0
	そ の 他		有益な代替案、重要事項の指摘		10	10.0
			業務の円滑な実施に関する提案		10	6.0
小計					100	85.3

プロポーザル評価表（総合評価型） その2

- | | |
|----------|--------------------------|
| 1. 業務名 | 令和6年度千曲川上今井遊水地越流施設詳細設計業務 |
| 2. 所属事務所 | 千曲川河川事務所 |
| 3. 方式 | 簡易公募型プロポーザル方式 |
| 4. 選定通知日 | 令和6年8月22日 |
| 5. 特定通知日 | 令和6年9月19日 |

評価項目	評価の着目点			技術点/ 評価の ウェート	A社 (株)東京建 設コンサルタント	
					点数	
評価テーマに対する技術提案	全体	評価テーマ間の整合性	相互に関連する複数の評価テーマ間の整合性	10	6.0	
	評価テーマ1	的確性	地形、環境、地域特性などの与条件との整合性	10	7.3	
			着目点、問題点、解決方法等の適切かつ論理的な整理	10	8.7	
			当該業務の難易度に相応しい提案	6	3.6	
		実現性	提案内容の説得力	10	6.0	
			提案内容を裏付ける類似実績	10	6.0	
			利用しようとする技術基準、資料が適切	6	3.6	
		独創性	高度の検討・解析手法の提案	8	0.0	
	評価テーマ2	的確性	地形、環境、地域特性などの与条件との整合性	6	5.2	
			着目点、問題点、解決方法等の適切かつ論理的な整理	6	3.6	
		実現性	提案内容の説得力	6	5.2	
			提案内容を裏付ける類似実績	6	4.4	
		独創性	高度の検討・解析手法の提案	6	0.0	
	小 計				100	59.6
	合 計				200	144.9

随意契約理由書

契約業者名： （株）東京建設コンサルタント

業務の名称： 令和６年度千曲川上今井遊水地越流施設詳細設計業務

随意契約理由：

本業務は、千曲川河川事務所管内で整備する上今井遊水地の越流施設（以下、「可動堰」という。）について、計画地の課題を十分把握した上で、予備設計によって選定された堰形式に対して詳細設計を行うとともに、可動堰管理橋の予備及び詳細設計を行い、工事実施に必要な資料を作成する他、水理解析により可動堰の操作に伴う洪水流れを把握することを目的とする。

本業務の実施にあたっては、高度な技術力と知識を必要とすることから、簡易公募型プロポーザル方式による選定を行った結果、上記業者は、技術提案書の内容が総合的に適した者と認められるので、特定したものである。

よって、会計法第２９条の３第４項及び予算決算及び会計令第１０２条の４第３号の規定により、上記業者と随意契約を締結するものである。